

# 特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

## 誘導車を適切に配置しましょう！

※ 特殊車両の通行許可に誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は、通行条件違反となります。



また、特殊車両の運転者の役割も明確化しましたので、誘導車と連携し、安全な通行等をお願いします。

令和3年3月29日以降、  
①誘導車の運転には講習が必要となり、②特殊車両の前後に必要なであった誘導車の配置が、基本的に前方又は後方の1台(注)になります。



(注)・特殊車両で特に大きなものや重いものを運搬させようとする者等は、誘導車や誘導員の追加配置の必要性を検討し、適切に配置することが必要です。また、誘導車の運転者、誘導員、許可車両の運転者は、それぞれの役割・対応について、認識を合わせて下さい。

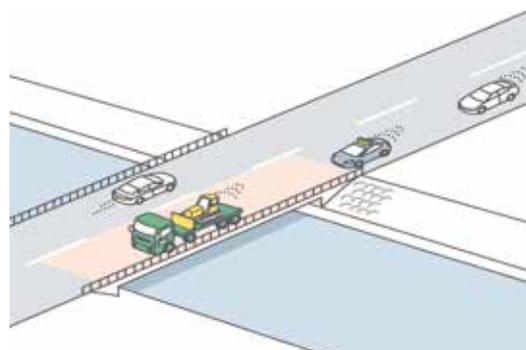
・やむを得ない場合には、道路管理者の判断で誘導車の追加配置等の条件が付されることがあります。

※ 改正から1年間は、従前の例によることができることとし、既に改正前の規定に基づき条件が付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けることができます。

## 『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。

【URL】 [http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo\\_gaidorain.pdf](http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf)



## ■ 特殊車両を運転するドライバーの方へ!!

- ★ 通行条件の見直しにより、特殊車両の通行方法も明確化しました。
- ★ 特に、条件の付いた橋梁等に進入する際には、自ら前方の他の車両との距離を十分に確保する等して、同一径間内を他の車両と同時に通行しないことが必要です。

## ■ 誘導を他の事業者に外注する方へ!!

- ★ 通行が終了するまでの間、以下の方法等により、誘導車の運転者の受講修了を必要に応じて確認できるようにして下さい。
  - 受講修了書の写しを事前に提出させ、控えておくこと。
  - 誘導車の運転者が、本人の受講修了書を携行していることを確認しておくこと。

※取締時等において確認できない場合は、通行条件違反となります。

## ■ 誘導車を運転するドライバーの方へ

★ 誘導車を運転する前に、国土交通省が無償で提供するオンライン講習等の受講が必要です。

オンライン講習は、令和2年12月25日から開始されます!!

〈国土交通省が定める講習一覧〉

【URL】<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/>

